

【済生会吉備病院】

*介護予防・通所リハビリテーション 利用約款

*介護予防・通所リハビリテーション 重要事項説明書

*介護予防・通所リハビリテーション 利用料一覧表

*個人情報の利用目的

社会福祉法人 恩賜
財団 済生会 支部岡山県済生会

済生会吉備病院

済生会吉備病院 指定通所リハビリテーション利用約款 (指定介護予防通所リハビリテーションを含む)

(約款の目的)

第1条 済生会吉備病院（以下「当事業所」という。）は、要介護状態または要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者又は利用者のご家族は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下、「指定通所リハビリテーション等」という。）利用同意書を当事業所に提出した時から効力を有します。但し、ご家族に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙指定通所リハビリテーション重要事項説明書・指定介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及びご家族は、当事業所に対し、解除の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく指定通所リハビリテーション等利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及びご家族は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、指定通所リハビリテーション等実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金を当事業所に支払うこととします。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及びご家族に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく指定通所リハビリテーション等サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が介護保険施設や医療機関に入所又は入院された場合。
- ② 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ③ 利用者及びご家族が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合。

- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な指定通所リハビリテーション等サービスの提供を超えると判断される場合。
- ⑤ 利用者又はご家族が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる等の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、事業所・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第5条 利用者及びご家族は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく指定通所リハビリテーション等サービスの対価として、別紙の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う義務があります。

- 2 当事業所は、利用者及びご家族に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日以降の通所日にお渡しし、利用者及び連帯保証人は、連帯して当事業所に対し、2～3週までの通所日に当該合計額を支払うものとします。利用を終了された方には、利用者及びご家族が指定する送付先に対し、送付します。

支払い方法は原則、吉備病院受付にて現金払いとなります。

なお、連帯保証人に対する極度額は20,000円(3か月)40,000円(6か月)80,000円(1年間)とします。

(記録)

第6条 当事業所は、利用者の通所リハビリテーション等サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、ご家族その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持)

第7条 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又はご家族等に関する秘密(個人情報を含む)を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及びご家族から、予め同意を得ておきます。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用するこ

とを厳守します。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(緊急時等における対応)

第8条 利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供中に、利用者に病状の急変等が生じた場合の対応方法は次の通りとします。

- 2 従業者は、利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。
- 3 従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとします。

(事故発生時の対応方法)

第9条 当事業所は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者のご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

- 2 当事業所は指定通所リハビリテーション等の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。

(苦情解決体制の整備)

第10条 当事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。

- 2 当事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供に関し、法第23条の規定により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市区町村職員からの質問若しくは照会に応じ、市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 3 当事業所は、提供した指定通所リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第11条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又はご家族と当事業所が誠意をもって協議して定めるところとします。

済生会吉備病院 重要事項説明書

指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション

あなたに対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション等」という)サービス提供開始にあたり、介護保険法第39号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業の目的・運営の方針

事業の目的	介護保険法の規定に基づき、要支援又は要介護状態にある利用者に対しリハビリテーション計画を立て、必要なりハビリテーションを提供することにより、利用者における心身の機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図るよう努める。
運営の方針	要支援者又は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。 関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図る。

2 事業所の名称等

名 称	済生会吉備病院
所 在 地	岡山市北区高松原古才 584-1
電 話 番 号	086-287-8655
事業の実施地域	岡山市（高松・足守・中山・香和・吉備の中学校区） 倉敷市（矢部・庄新町） 総社市（総社東小学校区）

3 職員の職種・員数及び職務の内容

医 師	2名（常勤兼務、1名は管理者を兼務）
理学療法士	3名（非常勤専従）
作業療法士	3名（非常勤専従）
従業者は、指定通所リハビリテーション等の提供に当たります。	

4 営業日及び営業時間・定員

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日・日曜日・国民の休日・12月29日～1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時00分
サービス提供時間	1単位：午前8時50分～午前10時00分 定員2名 2単位：午前10時00分～午前11時10分 定員2名 3単位：午前11時10分～午後0時20分 定員2名 4単位：午後0時50分～午後2時00分 定員2名 5単位：午後2時00分～午後3時10分 定員2名 6単位：午後3時10分～午後4時20分 定員2名

5 サービス内容

(1) 機能訓練 (2) 健康チェック (3) リハビリテーションマネジメント (4) 運動器機能向上（介護予防）
--

6 利用料金（別紙利用料一覧表参照）

区分	内容
法定代理受領の場合	介護報酬告示上の額に地域区分 10.17 円を乗じた額の介護保険負担割合証に記載された負担割合
法定代理受領でない場合	介護報酬告示上の額に地域区分 10.17 円を乗じた額の 10 割

7 支払方法

利用中の支払い方法 (原則、現金払いのみ)	利用月の翌月 10 日以降に、前月 1 ヶ月分の請求書を通所日にお渡しします。 当院受付にて下記の時間帯にお支払い下さい。 ・平日 8時30分～16時30分 ・土曜日 8時30分～11時30分 <small>*祝日・年末年始を除く</small>
利用後の支払い方法	中止、終了された方は、請求書をご自宅に郵送します。 お支払いは、当院受付にて現金又は銀行振込にてお願いします。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当院受付でのお支払い時間は上記と同じ ・ 振込銀行：中国銀行 稲荷支店 普通預金 □ 座番号：1327303 □ 座名義：<small>サイセイカイ キ ビョウイン インチョウ ナンバヨウイチロウ</small> 濟生会吉備病院 院長 難波洋一郎 <p>* ご入金確認後に領収書をご自宅へ郵送します。</p> <p>* 振込手数料が発生した場合は、ご負担をお願いします。</p>
--	--

8 通所リハビリテーション計画

<p>診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目的、当該目的を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画」という。）を作成することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成することとする。 ・ 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。 ・ 通所リハビリテーション計画を作成した際には、利用者に交付することとする。
--

9 緊急時における対応方法

<p>サービス提供を行っているときに、病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じることとします。</p>

10 非常災害対策

<p>防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行います。</p>

11 苦情処理

<p>相談窓口</p>	<p>【濟生会吉備病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者 通所リハビリテーション：片岡典子 ・ 対応時間 8時30分～17時00分 ・ 電話 086-287-8655 <p>【公 的 機 関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811 ・ 岡山市保健福祉局介護保険課
-------------	---

	<p>086-803-1240</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山市保健福祉局事業者指導課 <p>086-212-1013</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市介護保険課 <p>086-426-3343</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総社市高齢者福祉課介護保険係 <p>0866-92-8369</p>
--	---

12 事故発生時の対応

<p>サービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、ご家族、介護支援事業者等に連絡を行うものとし、必要な措置を講ずることとします。</p>
--

13 身体的拘束等について

<p>利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する ・職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

14 虐待防止のための措置

<p>人権の擁護</p>	<p>利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うなど）定期的開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図る ・虐待防止のための指針を整備する ・職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的（年1回以上）実施 ・虐待防止に関する担当者 通所リハビリテーション：片岡典子
<p>通 報</p>	<p>指定通所リハビリテーション等サービスの提供に当たり、職員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村へ通報します。</p>

15 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

業務継続計画の定期的な見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

16 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- 事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施

17 成年後見制度の活用支援

利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

18 その他留意事項

- 利用者の都合でキャンセルする場合には、できるだけ利用日前日までにご連絡ください。
- 気分が悪くなったときは速やかに申し出てください。
- 共有の施設、設備は他の方の迷惑にならないようご利用ください。
- リハビリ、体操等を行いますので、動きやすい服装でお越しください。

当院における患者さんの個人情報利用目的

- 医療提供
 - ・ 当院での医療サービスの提供
 - ・ 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等との連携
 - ・ 他の医療機関からの照会への回答
 - ・ 患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・ ご家族等への病状説明
 - ・ その他、患者さんへの医療提供に関する利用
- 診療費請求のための事務
 - ・ 当院での医療、介護、労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払期間又は保険者からの照会への回答
 - ・ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
 - ・ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用
- 当院の管理運営業務
 - ・ 会計、経理
 - ・ 医療事故等の報告
 - ・ 当該患者さんの医療サービスの向上
 - ・ 入退院等の病棟管理
 - ・ その他、当院の管理運営業務に関する利用
- 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
- 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 医療・介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
- 当院内において行われる医療実習への協力
- 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- 外部監査機関への情報提供

付記

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。